

# 南関第四小学校いじめ防止基本方針

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童との信頼関係を築き上げ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童に十分に理解できるように進めていく。

### 2 組織の設置等

(1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、まず、町の「いじめ問題対策連絡協議会」を設置を受け、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」（「こころ委員会」）を置く。

(2) さらに、その下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### 3 基本方針の内容

本基本方針は、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関等の連携により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定された基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

なお、本校のいじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童をきめ細かく見守る体制の整備（見つめる会）や教職員のいじめに対応する資質能力向上のための研修等を行い、これまで以上の意識改革の取組とその点検、それぞれの取組の実施状況の継続的な検証等を行う。

おって、より実効性の高い取組を維持するため、本校の基本方針の記載内容についても、実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

### 4 いじめの定義

(定義)

第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける 途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。（平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）

## 5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

なお、平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、依然として、多くの児童生徒が立場を入れ替わり被害や加害を経験していることが調査データによって確認されている。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構

成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるよう努めなければならない。

## 6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、子ども同士が自他を尊重しあい高めあう意識を醸成することで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、諸関係機関とも密接に連携を図っていく。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心(人をいじめたい気持ち)や、いじめへの不安感(いじめられたらどうしようという気持ち)等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。(以下同じ。)

### (1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通い合う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、児童には様々な背景（障がいのある児童、LGBTQに係る児童、帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等）がある児童もいることから、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者等との連携を図りながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめ防止に対応することが求められる。

このため、学校の教育活動全体を通して人権・同和教育や道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。併せて、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力(ソーシャルスキル)を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。さらに、いじめ問題に取り組むことの重要性について、家庭・地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するなど、地域全体で認識を深めることが必要である。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、思春期の多感な時期にさしかかっている児童もいることから、児童の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめ可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子どもたちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。いじめの早期発見のため、定期的なアンケートや教育相談の実施などにより、いじめを訴えやすい体制づくりと家庭や地域と連携して見守っていかなければならない。

### (3) いじめへの対処

いじめを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指

導等、組織的な対応を行わなければならない。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、迅速に関係機関と連携して対応していかなければならない。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制整備を行っていく。

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとするすべての児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。つまり、日常的にすべての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが重要な取組なのである。

#### **(4) 家庭や地域との連携**

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域と連携する。PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、四小コミュニティー協議会を活用する。「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなどして連携推進する。いじめが認知されなかった場合は、その結果を公表し、検証を仰ぐことで、認知もれがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働できる体制を構築していく。

#### **(5) 関係機関との連携**

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携を図る。日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築していく。その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行う。また、教育相談の実施に当たっては、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童へ適切に周知する。

## **第2 いじめの防止等のための対策に関する事項**

### **1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策**

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策は、以下のとおりである。これらを実施するにあつては、各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、「その程度であれば、被害側児童生徒が我慢すべき」、「被害児童生徒にもいじめられる原因がある」といった個人により異なる感覚的な見方）が優先されることがあつてはならない。教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応することが重要である。

#### **(1) 学校いじめ防止基本方針の策定**

南関第四小学校は、国及び県の基本方針、並びに町が策定する地方いじめ防止基本方針を参考にして、自校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、取組の内容等を「南関第四小学校いじめ防止基本方針」（以下「いじめ防止基本方針」という。）として定める。

いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容で、全ての教職員がそれぞれに果たすべき役割を認識しなければならない。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する「子どもの居場所づくり推進テーブル」など多様な取組が体系的かつ計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校虐め防止プログラム」の策定等）が必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル（以下「早期発見・事案対処マニュアル」という。）を定め、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に「学校いじめ対策組織」の取組による未然

防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた「学校いじめ対策組織」(こころ委員会)の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めていく。その際は、県の作成するいじめの加害者と疑われる児童に対する指導の手引きを有効に活用していく。

加えて、より実効性の高い取組を維持するため、本校いじめ防止基本方針の記載内容が、本校の実情に照らして適切に機能しているかを「こころ委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルをあらかじめ学校いじめ防止基本方針に盛り込む。

また、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、「早期発見・事案対処マニュアル」の実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況の評価する。その結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図っていく。

本校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者及び地域の方々、関係機関等の参画を得た学校虐め防止基本方針になるよう配慮することが、学校虐め防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上で有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めていく。また、児童とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加を進める。さらに、策定した学校いじめ防止基本方針について、学校HPへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を必ず入学時・各学年の開始時に児童・保護者、関係機関等に説明する。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等、外部専門家の参加を得て対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、「学校いじめ対策組織(こころ委員会)」を設置する。

なお、「学校いじめ対策組織(こころ委員会)」を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。そして、本組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担う。具体的には、次に挙げる役割がある。

### ア 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

### イ 早期発見・事案対処

(ア) いじめ早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(イ) いじめ早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ウ) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携、といった対応を組織的に実施する役割

### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

(ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

(イ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

(ウ) 学校いじめ防止基本方針は、本校の実状に即して適切に機能しているかについての点検

を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、「学校いじめ対策組織（こころ委員会）」は、児童及び保護者に対して、この組織の存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に学校いじめ対策組織の教職員が児童の前で取組を説明する等）を実施していく。また、いじめ早期発見のためには、「学校いじめ対策組織」は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速且つ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童に認識させなければならない。

県教育委員会をはじめとする学校の設置者（市町村教育委員会）により、以上の組織の役割が果たされているかどうか確認と、必要な指導・助言を受ける。さらに、児童に対して定期的なアンケートを実施する際に、児童が「学校いじめ対策組織」の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげる。

「学校いじめ対策組織」は、学校におけるいじめ防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的に対応するために置くものである。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行われなければならない。「いじめ防止対策組織」が、情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、児童の訴えを抱え込まずに、又は対応不要と判断せずに、直ちに全て「いじめ防止対策組織」へ報告・相談する。加えて、「いじめ防止対策組織」に集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

なお、「いじめ防止対策組織」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）を「学校いじめ対策組織」内に最低1名を置く。また、学校は、学校いじめ防止基本方針や「早期発見・事案対処マニュアル」等に於いて、いじめの情報共有の手段及び情報提供すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して、早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組んでいく。

また、「いじめ防止対策組織」は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組をP D C Aサイクルの視点から検証を担う役割がある。

法第22条において、「学校いじめ対策組織」は、「当該学校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有するもの、その他の関係者により構成される」とされている。「当該学校の複数の教職員」については、管理職、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、学級担任代表、学校医等で、組織的対応の中核として機能するよう決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を組織に参画させ、実効性のある人選とする。これに加え、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって関係深い教職員を追加する。ただし、情報集約担当者については必置とする。なお、組織の構成それぞれが担う役割を明確にした上で、全ての教職員がこれを共有できるよう図示するなどして、周知するようにする。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越え、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、「学校いじめ対策組織」にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置としていく。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、実効化ある組織の構成を適宜工夫改善できるように柔軟な組織としていく。

さらに、「いじめ防止対策組織」を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機能的に運用できるよう、定期的な構成員全体の会議（見つめる会）と日常的な関係者での会議（こころ委員会）に役割分担しながら実情に応じて運用していく。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校におけるいじめの防止等のための取組は以下のとおりである。

なお、学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、年間を通じて計画的に行うために、その実施や具体的な年間計画の作成に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民等の参加を図る。

また、学校は校内における「早期発見・事案対処マニュアル」や校内体制を整備して、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上を図っていく。

#### ア いじめの防止

(ア) いじめはどの子どもにも起こりうることから、全ての児童を対象として、いじめをさせない未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践に努め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも教職員は児童との信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力などの資質やスキルを高めていく。

(イ) 児童の携帯電話等情報通信機器の使用法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底する。

(ウ) 児童に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多いので、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員として自覚し、自信を持って行動のできることでストレスを乗り越え、児童相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係を実現する学校風土をつくるために、ストレスに適切に対処できる教育を実践していく。

(エ) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(オ) 県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」等を活用して、児童による未然防止の取組(校内人権集会等)の活性化を図る。

(カ) 児童に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任を問われたりすることを、児童の発達段階に応じて指導していく必要がある。(平成25年5月16日付25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」を参照)(再掲)

(キ) 学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気が醸成され、児童個々の行動に反映される取組を進めることも不可欠である。ただし、いじめの被害者及び加害者となった児童の人権を守る視点も重要であることから、全ての児童が、人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けることができるようになることは、人権感覚を醸成するために、教育上必要な視点である。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気を醸成する一方で、被害児童及び加害児童の人権について、児童と教職員が一緒に考える機会を、児童の発達段階に応じて設けていく。

#### イ いじめの早期発見

(ア) いじめは、大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑う視点を持って、早い段階からの的確に関わり、児童がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応し、いじめの早期かつ的確な発見と認知に努める。

このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から児童の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、児童の示す変化や危険信号を見逃さないために活用する。また、いじめへの組織的対応には教職員間の良好な人間関係が欠かせないことから、管理職や主任等の対人スキルの向上を図ることが必要である。併せて、学校は定期的なア

ンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む。その際、児童と向き合う時間の確保に努めなければならない。

- (イ) スクールカウンセラー等の活用に当たっては、関係職員との情報の共有のしくみを整えるとともに、児童が気軽に相談できる環境であるかどうか定期的に検証していく。
- (イ) アンケート調査や個人面談において、児童が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員等は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ丁寧に対応することを徹底することが不可欠である。また、「ＳＯＳの出し方に関する教育」の充実を図る。
- (ウ) 児童が互いにいじめを早期発見していくため、例えば、「消しゴムを貸してと言ったら無視された」等の具体的事例を基に主体的に考える学習を道徳や学級活動等で実施し、日頃からのような行為がいじめに当たるのかを児童に考えさせる機会を持つ。さらに、児童が気軽に相談できる児童主体の委員会等を設置するなど、児童が相互にサポートし合う仕組み作りづくりに努める。

## ウ いじめに対する措置

- (ア) 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としている。教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当者に報告され、組織的対応が行われることは、同項の規定に沿うものである。よって、学校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えていく。
- (イ) 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- (ウ) 「学校いじめた昨組織」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- (エ) いじめた児童に対しては、当該児童の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の理解と協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (オ) 学校は、必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請することとし、派遣された緊急支援員を円滑に活用し必要な連携を行うため、県が別途定める「いじめ問題等緊急支援員の活動体制について」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておく。
- (カ) 学校は、重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用する。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会などの機会を利用し、事前の周知啓発を行うなど、平時の情報モラル教育に活用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させる。

## エ いじめ解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件(ア)及び(イ)が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### (ア) いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の機関が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。



c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視する。

#### (イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

b 特に寮生活等を送っている児童に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠りなくいじめの解消の判断をより丁寧に行う。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点(調査唐の様式を含む)を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「学校いじめ対策組織」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく。

### 第3 重大事態への対処

#### 1 学校の設置者又は学校による調査

##### (1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### ア 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- (ア) 児童が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて直接知事へ、事態発生について報告するとともに、速やかに調査等の措置を講ずる。

## ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、町教育委員会が主体となっていく場合と学校が行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、町教育委員会において調査を実施する。

また、学校が主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、又、人的措置も含めた適切な支援を行う。

### (ア) 町教育委員会が調査主体となる場合

県立学校における調査において、町教育委員会が調査主体となっていく場合は、法第14条第3項の県教育委員会に設置される附属機関(「審議会」)が調査を行う。

### (イ) 学校が調査の主体となる場合

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加える。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査(初期調査)を実施する。
- b 調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある児童本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍児童や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

## エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指している。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及その他の訴訟等への対応を直接目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と町教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものである。

### (ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、当該児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。(例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されないことがないように配慮するなど)

調査による事実関係の確認とともに、加害児童への指導を行い、その行為を直ちに停止さ

せる。被害児童に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて町教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で対応する。

#### (イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

なお、児童が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分に配慮していく。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

### オ その他留意事項

重大事態については、学校の設置者(町教育委員会)の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ児童が傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、町教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

また、教育委員会は、学校安全に係る危機管理の専門性を有し、キーパーソンとなる人材育成に努め、自死事案等の重大事案が発生した際は、当該学校に対する指導助言が適切に行われるよう必要な支援を行う。

さらに、遺族の心情に配慮するため、第3者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告する。

これらの情報提供に当たって、学校の設置者又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮する。ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明するなどの措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の状況に応じた適切な対応をする。

### イ 調査結果の報告

調査結果については、町教育委員会を通じて知事に報告する。

## 2 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

### (1) 再調査

上記1-(2)-イ-(ア)の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査(以下「再調査」)を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「熊本県いじめ調査委員会」(以下「調査委員会」)において行う。再調査についても、学校等による調査同様、調査委員会は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時かつ適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要措置を講ずるものとする。また、再調査を行ったときは、知事はその結果を議会に報告する。

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 基本方針の見直しの検討

国が「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」としている。これに基づいて行われる県の基本方針の見直し等の定期的点検、さらに県内外で発生した事例等について専門家等の意見により見直しや必要な措置が講じられる。

県の基本方針見直し等を受けて行われる町いじめ防止等に関する施策や基本方針が適切に機能しているかどうか定期的に点検が行われることに併せ、学校は、基本方針の見直しや必要な措置を講ずるものとする。

### 2 基本方針の策定状況の確認と公表

町は、学校いじめ基本方針及び町いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し公表する。学校は、自校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し公表する。

### 3 県、町教育委員会との連携

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条に「学校いじめ防止基本方針」を策定するものとされており、その策定に当たって、町教育委員会に必要な助言や情報提供等を受けるものとする。

#### (2) 緊急支援チームの派遣

学校で発生した重大事態等で、学校及び町教育委員会だけでは解決が困難な事案に緊急に対応するため、県教育委員会に対して外部の専門家等からなる支援チームの派遣を要請するものとする。